

○再生可能エネルギー発電設備設置事業に関連する主な法令等（H28.4.1現在）

【注意事項】再生可能エネルギー発電設備設置事業にあたり、関連する土地利用等の主な法令等を記載しています。事前に適用の有無を確認してください。これ以外にも別途確認が必要な法令等（改正など）がある場合もありますので、ご注意ください。

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
1	電気事業法	事業用電気工作物及び事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合等 ※保安規定、主任技術者の選任、工事計画等	届出	関東東北産業保安監督部電力安全課 048-600-0387	同左
2	国土利用計画法	土地売買等の契約を締結した場合で次のもの ・都市計画区域…5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域…10,000㎡以上 ※個々の契約の面積が上記未満であっても、複数の契約により権利を取得する土地の面積の合計が上記以上となる場合を含む	土地の権利取得者が契約締結日を含めて2週間以内に届出	山梨県企画県民部企画課地域政策担当 055-223-1437	山梨市管財課土地管理担当 0553-22-1111 内線 2349・2350・2351
3	都市計画法	開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為	許可	山梨市都市計画課都市整備担当 0553-22-1111 内線2245・2246	同左
4	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合で次のもの ・都市計画区域外での3,000㎡以上の開発行為	申請		
5	山梨市開発行為等指導要綱	開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での2,000㎡以上の開発行為	同意		
6	山梨市景観条例	景観計画区域内において、一定規模以上の建築物・工作物に係る届出対象行為を行う場合、「景観形成基準」への適合が必要	届出	山梨市都市計画課都市計画担当 0553-22-1111 内線 2242・2243・2244	同左
7	山梨県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出するためには原則として知事（市町村に事務権限が移譲されている場合には、市町村長）の許可が必要	許可	山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室 055-223-1325	山梨県峡東建設事務所都市計画・建築課 0553-20-2717

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
8	建築基準法	電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合は建築物に該当するため、建築基準法の手続きが必要	確認申請	山梨県県土整備部建築住宅課建築審査担当 055-223-1735	山梨県峡東建設事務所都市計画・建築課 0553-20-2718
9	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	許可・届出	山梨県農政部農村振興課農地管理担当 055-223-1598	山梨市農林課農地担当 0553-22-1111 内線 2215・2216・2217
10	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の農用地区域内の土地を、農用地以外の用途に供する場合	市町村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更	山梨県農政部農村振興課農村整備担当 055-223-1595	山梨市農林課農林担当 0553-22-1111 内線 2212・2213・2214
11	森林法	地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で立木を伐採しようとする場合	届出(伐採の90日～30日前まで)	山梨県森林環境部森林整備課森林計画担当 055-223-1646	山梨市農林課農林担当 0553-22-1111 内線 2212・2213・2214
		地域森林計画対象民有林について、新たに森林の土地の所有者となった場合 ※ただし、2「国土利用計画法」による届け出を行う場合は不要	届出(90日以内)		
		地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1haを超えて行われる次の開発行為 ・土石又は樹根の採取 ・開墾その他の土地の形質の変更	許可	山梨県森林環境部森林整備課林地保全・採石担当 055-223-1645	山梨県峡東林務環境事務所森づくり推進課 0553-20-2721 0553-20-2722
		保安林を森林以外の用途に転用する場合	保安林の指定の解除	山梨県森林環境部治山林道課保安林担当 055-223-1660	
12	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域内の森林の土地の所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転または設定に係る契約を締結しようとする場合	届出(契約の30日前まで)	山梨県森林環境部森林整備課森林計画担当 055-223-1646	
13	山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例	土砂等の埋め立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上である事業を行おうとする場合(3,000㎡未満は、市町村に要確認)	許可	山梨県森林環境部森林整備課林地保全・採石担当 055-223-1645	

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
14	道路法、土地改良法	道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行なう場合 道路管理者以外の者で、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可	【国道・県道】 山梨県県土整備部道路管理課道路管理担当 055-223-1695	【国道・県道】 山梨県峡東建設事務所道路課 0553-20-2734
				【市道】 山梨市建設課管理担当 0553-22-1111 内線2232・2233	同左
				【農道】 山梨市農林課農林土木担当 0553-22-1111 内線 2220・2221・2222	同左
15	河川法等	河川区域、河川保全区域内、水路等において、以下の行為をする場合 ・流水の占有、土地の占有、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等	許可	【国管理分】 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所笛吹川出張所 055-262-2821	同左
				【県管理分】 山梨県県土整備部治水課管理担当 055-223-1700	【県管理分】 山梨県峡東建設事務所河川砂防管理課 0553-20-2712
				【市管理分】 山梨市建設課管理担当 0553-22-1111 内線2232・2233	同左

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
16	山梨県砂防指定地管理条例	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は工作物の新築、改築又は除却 ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採又は抜根 ・土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬 ・家畜の放牧又は係留 ・火入れ 	許可	山梨県県土整備部砂防課管理担当 055-223-1710	山梨県峡東建設事務所河川砂防管理課 0553-20-2712
17	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可		
18	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合(特定開発行為の制限) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為 	許可		

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
19	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 のり切又は切土で政令で定めるもの ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	許可	<p>【森林法又は土地改良法以外の地すべり防止区域の場合】 山梨県県土整備部砂防課管理担当 055-223-1710</p>	<p>【森林法又は土地改良法以外の地すべり防止区域の場合】 山梨県峡東建設事務所河川砂防管理課 0553-20-2712</p>
				<p>【森林法の規定による保安林等の場合】 山梨県森林環境部治山林道課治山担当 055-223-1662</p>	<p>【森林法の規定による保安林等の場合】 山梨県峡東林務環境事務所治山林道課 0553-20-2726</p>
				<p>【土地改良法の規定による土地改良事業地域等の場合】 山梨県農政部耕地課水利防災担当 055-223-1628</p>	<p>【土地改良法の規定による土地改良事業地域等の場合】 山梨県峡東農務事務所農業基盤第一課 0553-20-2821</p>

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
20	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をしようとする場合、工事などで埋蔵文化財包蔵地を発見した場合	届出	山梨県教育委員会学術文化財課埋蔵文化財担当 055-223-1791	山梨市教育委員会生涯学習課文化財担当 0553-22-1111 内線2322・2324
		国指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき ※山梨市内該当なし	許可	【史跡】 山梨県教育委員会学術文化財課埋蔵文化財担当 055-223-1791 【名勝・天然記念物】 学術文化財課文化財保護担当 055-223-1792	
21	県文化財保護条例	県指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき ※山梨市内：県指定史跡1ヶ所 県指定名勝1ヶ所 県指定天然記念物12ヶ所	許可	山梨市教育委員会生涯学習課文化財担当 0553-22-1111 内線2322・2324	同左
22	市文化財保護条例	市指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき ※市指定史跡13ヶ所 市指定名勝1ヶ所 市指定天然記念物41ヶ所	承認	山梨市教育委員会生涯学習課文化財担当 0553-22-1111 内線2322・2324	
23	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の掘削その他の土地の形質変更	届出	山梨県森林環境部大気水質保全課水質担当 055-223-1511	
24	自然公園法	国立公園及び国定公園内で工作物の新・増・改築、鉱物の掘採、土砂の採取、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合 [秩父多摩甲斐国立公園]	許可・届出	山梨県森林環境部みどり自然課自然公園担当 055-223-1522	山梨県峡東林務環境事務所森づくり推進課 0553-20-2721
25	山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新・増・改築、土砂の採取、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合	許可・届出	山梨県森林環境部みどり自然課自然保護担当 055-223-1520	

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
26	山梨県環境緑化条例	敷地面積が2,000㎡以上の電気供給業に係る事業所の場合	努力義務	山梨県森林環境部みどり自然課緑化担当 055-223-1523	同左
27	山梨県環境影響評価条例	施工区域面積(保存緑地、進入路等を含む)が15ha以上の事業を行おうとする場合	環境影響評価手続の実施	山梨県森林環境部大気水質保全課環境影響評価担当 055-223-1513	同左
28	工場立地法	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積(水平投影面積)が3,000㎡以上の規模の製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る工場を新設、変更する場合	届出	山梨市商工労政課企業立地担当 0553-22-1111 内線2362・2363	同左
29	大気汚染防止法	工場又は事業場にばい煙発生施設を設置する場合(電気事業法で規定される電気工作物である場合は、1の電気事業法に基づく届出)	届出	山梨県森林環境部大気水質保全課大気担当 055-223-1510	山梨県峡東林務環境事務所環境課 0553-20-2739
30	水質汚濁防止法	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置する場合(電気事業法で規定される電気工作物である場合は、1の電気事業法に基づく届出)	届出	山梨県森林環境部大気水質保全課水質担当 055-223-1511	山梨県峡東林務環境事務所環境課 0553-20-2739
31	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置する場合(電気事業法で規定される電気工作物である場合は、1の電気事業法に基づく届出) 指定地域内において特定建設作業に伴う建設工事を施工する場合 	届出	山梨市環境課生活環境担当 0553-22-1111 内線 2252・2253・2254	同左
32	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置する場合(電気事業法で規定される電気工作物である場合は、1の電気事業法に基づく届出) 指定地域内において特定建設作業に伴う建設工事を施工する場合 	届出	山梨市環境課生活環境担当 0553-22-1111 内線 2252・2253・2254	同左

	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	相談窓口
33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合	許可	山梨市環境課施設管理担当 0553-23-1555	同左
		・一定規模以上の一般廃棄物処理施設を設置する場合	許可	山梨県森林環境部環境整備課施設計画担当 055-223-1515	山梨県峡東林務環境事務所環境課 0553-20-2739
		・産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合 ・施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合	許可	山梨県森林環境部環境整備課産業廃棄物担当 055-223-1518	山梨県峡東林務環境事務所環境課 0553-20-2739
34	消防法	危険物取扱所に該当する場合(木くず、潤滑油、燃料油等の使用・貯蔵量による)	許可	東山梨消防本部予防課 0553-32-5025	山梨消防署予防係 0553-22-0119
35	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン	出力10kW以上の事業用太陽光発電施設を設置する場合	確認	山梨県エネルギー局エネルギー政策課グリーンエネルギー担当 055-223-1503	山梨市環境課新エネルギー推進担当 0553-22-1111 内線 2252・2253・2254